

(趣旨)

第1条 香川大学(以下「本学」という。)における寄附金の受入及び経理の取扱いについては、本学における会計諸規則によるほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「部局」とは、法人本部、各学部、地域マネジメント研究科、香川大学・愛媛大学連合法務研究科、大学教育開発センター、アドミッションセンター、キャリア支援センター、生涯学習教育研究センター、研究企画センター、総合生命科学研究センター、希少糖研究センター、微細構造デバイス統合研究センター、瀬戸内圏研究センター、図書館、博物館、総合情報センター、社会連携・知的財産センター、危機管理研究センター、インターナショナルオフィス、保健管理センター及び広報センターをいう。

2 この規程において「部局長」とは、前項の部局の長(法人本部においては、「国立大学法人香川大学の業務組織に関する規程第7条に定める担当理事等」とする。)をいう。

(寄附金受入れの基準)

第3条 寄附金は、次の各号に掲げる使途目的とした寄附金について、受入れることができる。

- (1) 本学の学生、生徒、児童又は幼児(以下「学生等」という。)に貸与又は給与する学資
- (2) 本学の学生等に貸与又は給与する図書、機械、器具及び標本等物品の購入費
- (3) 本学の学術研究又は教育活動の奨励又は支援のための経費
- (4) 本学の管理運営のための経費

(受入れできる寄附条件)

第4条 前条各号に掲げる経費に充てることを目的とする寄附金で、次の各号に掲げる条件以外の条件が付されているものは、これを受入れることができない。

- (1) 貸与又は給与する学生等の範囲を定めること。
- (2) 学術研究を指定すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育又は学術研究上支障がないと認められる条件で、おおむね次に掲げるような条件。
 - イ 寄附金によって研究した結果の簡単な報告を行うこと。
 - ロ 寄附金にかかる収支決算の概要を提出すること。
 - ハ 寄附目的が完了したときは、使用残額は返還すること。

(受入れできない寄附条件)

第5条 第3条各号に掲げる経費に充てることを目的とする寄附金で、次の各号に掲げる条件を付したものは、これを受け入れることができない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。

- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- (4) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) その他学長が特に教育研究上支障があると認める条件。

(受入れできない寄附金)

第6条 寄附金を受入れることによって財政負担が伴うものは、受入れることができない。ただし、既定配分予算で賄えるものを除くものとする。

(助成金等の受入の取扱)

第7条 役員及び職員(以下「職員等」という。)が職務上行う教育研究等に対し、財団等から職員等個人が直接受けた研究助成金等については、当該職員等が改めてこれを本学へ寄附するものとする。

(寄附金の受入れの手続き)

第8条 学長は、寄附者より寄附金の寄附申し出(別紙第1号様式)があった場合は、部局長に受入れの決定を専決させるものとする。

2 部局長は、前項の決定に当たっては、あらかじめ、当該部局の教授会など、適切な機関等の審査を経ることを原則とする。

(寄附金の納付)

第9条 部局長は、寄附金の受入れを決定したときは、寄附金受入決定通知書(別紙第2号様式)により学長に通知するものとする。

2 学長は、前項の通知を受けたときは、寄附金の納入手続き依頼書(別紙第3号様式。以下「手続き依頼書」という。)と振込依頼書を寄附者に送付するものとする。

(寄附金の保管)

第10条 出納責任者は、寄附金の保管に当たっては、学長が指定する銀行等に預託するものとする。この場合において、預託により生じた利子は、寄附金の増加に充てるものとする。

(寄附金の経理)

第11条 寄附金の経理は、本学の会計諸規則により取り扱うものとする。

2 寄附金により取得した物品の取扱いについては、香川大学固定資産管理規程の定めによるものとする。

3 寄附金に係る旅費の支給については、香川大学旅費規程の定めによるものとする。

4 寄附金により非常勤職員を雇用する場合の身分及び給与等については、香川大学非常勤職員就業規則の定めによるものとする。

(寄附金の使途変更)

第12条 部局長は、寄附金の使途を変更しようとするとき、及び寄附目的が達

せられ、寄附金の残高が千円未満となったものを他の目的に使用するときは、寄附金使途変更申請書(別紙第5号様式)により、学長に申請するものとする。

- 2 学長は、前項の規定により申請書を受領し承認したときは、寄附金使途変更承認通知書(別紙第5号様式)を当該部局長に交付するものとする。

(寄附金の移し換え)

第13条 部局長は、寄附金の研究担当職員が他の国立大学法人等へ転出し、寄附金を当該国立大学法人等へ移し換えしようとするときは、第12条第1項の規定により学長に申請し、他の国立大学法人等の寄附金研究担当職員が本学に転入し、当該国立大学法人長等から寄附金の移し換への協議があったときは、参考資料を添えて学長に回付するものとする。

- 2 学長は、前項の移し換えに対して必要な手続きをとり、移し換への協議が整ったとき、又は移し換えに同意したときは、部局長にその旨を通知するものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、寄附金の事務に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年1月11日)

この規程は、平成17年1月11日から施行する。

附 則(平成17年4月1日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月7日)

この規程は、平成19年6月7日から施行する。

附 則(平成20年3月1日)

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月1日)

この規程は、平成21年3月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年10月13日)

この規程は、平成21年10月13日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

別紙第1号様式

平成 年 月 日

香川大学長 殿

寄附者
住所
氏名
印

連絡先
担当者名
電話番号

下記のとおり、寄附します。

記

寄附金額	金 円
寄附の目的及び条件	
寄附金の名称	
その他参考となる事項	(研究担当職員名)

(注) 寄附者の欄は、法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名、個人にあっては、氏名、住所及び職業を記入願います。

※ 研究担当職員の異動に伴う寄附金の移し換えの事務手続については、香川大学に委任します。

※ 寄附金総額の一部を香川大学の発展充実の観点から、緊急的に必要な経費等に使用することに同意致します。

別紙第2号様式

平成 年 月 日

香川大学長 殿

部局長

寄附金受入決定通知書

下記のとおり、寄附金の受入れを決定したので通知します。
ついては、納入の手続きをしてください。

記

- 1 寄附金額
- 2 寄附者の住所・氏名
- 3 寄附金の名称
- 4 寄附承諾年月日

別紙第3号様式

平成 年 月 日

(寄附者)

殿

香川大学長 印

寄附金の納入について(お願い)

時下ますます御発展のこととお慶び申し上げます。

このたびは寄附金のお申し出をいただき誠にありがとうございます。

さて、平成 年 月 日付けでお申し出いただきましたこのことにつ
きまして、ありがたくお受けし、本学の教育研究のために役立たせていただく
所存でございます。

つきましては、同封の振込依頼書により、寄附金をお納めいただければあり
がたく存じます。

記

- 1 寄附金の名称
- 2 寄附金額

3 研究担当職員

別紙第4号様式

平成 年 月 日

香川大学長 殿

部局長

寄附金使途変更申請書

下記のとおり寄附金の使途を変更したいので申請します。

記

- 1 寄附金の名称
- 2 指定されている寄附金の使途
- 3 寄附金の現在高
- 4 変更しようとする寄附金の使途及び名称(移管しようとする国立大学法人等名)
- 5 変更しようとする寄附金の金額
- 6 変更しようとする理由

別紙第5号様式

平成 年 月 日

部局長 殿

香川大学長

寄附金使途変更承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった寄附金の使途変更については、

下記のとおり承認になりましたので通知します。

記

1 変更承認された寄附金の名称及び使途

2 金額